

別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)を次のとおり改正するよう勧告する。

I 令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を国に準じて改定すること。
- (イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額を51,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分)とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

1. 025 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0. 4875 月分) とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1. 025 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0. 5875 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1. 225 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0. 5875 月分) とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0. 65 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1. 05 月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1. 75 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1. 7 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1. 75 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1. 7 月分とすること。

Ⅱ 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

- (1) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居等において、一定の期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対し、月額3,000円を支給すること。
- (2) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

Ⅲ 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡについては令和6年4月1日から実施すること。